

令和元年12月八戸市議会定例会

提 出 議 案

12月市議会定例会に付議すべき事件

議案第136号	令和元年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第137号	令和元年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第138号	令和元年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第139号	令和元年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第140号	令和元年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第141号	令和元年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第142号	令和元年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第143号	令和元年度八戸市都市計画下水道事業特別会計補正 予算	別冊
議案第144号	令和元年度八戸市都市計画駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第145号	令和元年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第146号	令和元年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第147号	令和元年度八戸市農業集落排水事業特別会計補正予 算	別冊
議案第148号	令和元年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第149号	令和元年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第150号	令和元年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第151号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	5
議案第152号	八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	9
議案第153号	八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定につい て	33

議案第154号	八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について	35
議案第155号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	37
議案第156号	地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条 例の制定について	39
議案第157号	八戸市公設小売市場条例の一部を改正する条例の制 定について	41
議案第158号	八戸市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて	43
議案第159号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第160号	八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について	47
議案第161号	八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の制定について	49
議案第162号	八戸市興行場法施行条例の一部を改正する条例の制 定について	91
議案第163号	八戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定につ いて	93
議案第164号	東部終末処理場水処理施設増築機械工事請負契約の 締結について	95
議案第165号	東部終末処理場水処理施設増築電気工事請負契約の 締結について	97
議案第166号	土地の買入れについて	99
議案第167号	指定管理者の指定について	101
	(市民活動サポートセンター)	
議案第168号	指定管理者の指定について	103
	(青葉湖展望交流施設)	

議案第169号	指定管理者の指定について ----- (南郷図書館及び図書情報センター)	105
議案第170号	指定管理者の指定について ----- (斎場)	107
議案第171号	指定管理者の指定について ----- (東霊園、西霊園及び南郷中央霊園)	109
議案第172号	指定管理者の指定について ----- (八戸駅東口広場駐車場及び八戸駅西口広場駐車場)	111
議案第173号	市道路線の廃止及び認定について -----	113

議案第151号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

2人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏名 澤田 明久
橋 向久美子

議案第152号

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのものである。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条の7第2項第1号中「100分の87.5」を「、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5」に改める。

第20条第7項中「、第19条の4第1項」を「、同項」に、「の例」を「の規定の例」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700

17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		

87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600	381,500	
95		295,200	343,100	381,900	
96		295,600	343,500	382,300	
97		295,800	343,700	382,600	
98		296,100	344,100	383,100	
99		296,500	344,500	383,500	
100		296,900	344,800	383,900	
101		297,100	345,100	384,200	
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			

	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第22条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100

	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
再	52	384,500	455,700	507,900	560,200
任	53	385,400	457,600	508,900	561,000

用 職 員 以 外 の 職 員	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療業務その他市長が指定する業務に従事する医師
又は歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400

15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			

	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300	387,900		
	87		289,700	325,600	346,600	388,300		
	88		289,900	326,000	346,900	388,700		
	89		290,300	326,400	347,300	389,100		
	90		290,500	326,800	347,600	389,600		
	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、診療所等に勤務し、栄養管理、医療技術業務その他市長が指定する業務に従事する獣医師、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士である職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100

32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300

	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			

106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		

143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、診療所、学校等に勤務し、保健指導、看護その他市長が指定する業務に従事する保健師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

教育行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	354,900	443,800

30	214,700	235,200	356,700	444,600
31	216,400	237,900	358,400	445,400
32	218,100	240,600	360,300	446,300
33	219,400	243,200	361,600	447,200
34	221,100	246,000	363,300	447,700
35	222,800	248,600	364,800	448,200
36	224,500	251,300	366,600	448,700
37	225,900	253,800	368,500	449,200
38	227,600	256,200	370,000	
39	229,300	258,700	371,300	
40	231,000	261,000	372,900	
41	232,600	263,600	374,000	
42	234,300	266,000	375,400	
43	235,900	268,200	376,800	
44	237,500	270,400	378,300	
45	239,200	272,500	379,700	
46	240,700	274,700	381,300	
47	242,000	276,900	382,900	
48	243,400	278,800	384,400	
49	244,600	281,100	385,800	
50	246,000	283,000	387,300	
51	247,400	284,900	388,800	
52	248,600	286,900	390,200	
53	249,700	288,600	391,400	
54	251,100	290,900	392,700	
55	252,300	293,200	393,800	
56	253,300	295,700	394,900	
57	254,500	297,700	396,300	
58	255,700	300,100	397,500	
59	256,800	302,300	398,700	
60	258,000	304,900	400,000	
61	259,400	307,200	401,200	
62	260,200	309,600	402,200	
63	261,400	311,900	403,600	
64	262,300	314,100	404,900	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	65	263,300	316,300	406,100
	66	264,700	318,300	407,200
	67	265,800	320,300	408,400
	68	267,100	322,300	409,500
	69	268,700	324,200	410,500
	70	270,200	326,300	411,700
	71	271,500	328,400	412,900
	72	272,900	330,400	414,100
	73	273,900	332,500	414,700
	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	

100	299,000	373,400
101	299,900	374,300
102	300,400	375,300
103	300,900	376,300
104	301,400	377,300
105	301,600	378,100
106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200

	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表は、教育委員会事務局又は教育委員会の所管する教育機関に勤務する職員で教育公務員から引き続いて採用されたものに適用する。

第2条 八戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条中「並びに」を「、初任給調整手当の月額、」に改め、「限る。）」の次に「の月額並びに八戸市職員の寒冷地手当支給条例（昭和31年八戸市条例第45号）第2条に規定する寒冷地手当の月額」を加える。

第19条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の90」に改める。

別表第1の備考中「に規定する」を「から第24条までの規定により給与を受ける」に改める。

（八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の160」を「、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第4条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」を「100分の162.5」に改める。

(八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例(昭和24年八戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の160」を「、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」に改める。

第6条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」を「100分の162.5」に改める。

(八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成19年八戸市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の182.5」を「、6月に支給する場合においては100分の182.5、12月に支給する場合においては100分の187.5」に改める。

第8条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「、6月に支給する場合においては100分の182.5、12月に支給する場合においては100分の187.5」を「100分の185」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(八戸市職員の給与に関する条例第20条第7項の改正規定を除く。)による改正後の八戸市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例(以下「改正後の特別職給料条例」という。)の規定及び第7条の規定による改正後の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(以下

「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(給与等の内払)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の八戸市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5 改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給料条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第5条の規定による改正前の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例又は第7条の規定による改正前の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給料条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第153号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

身体障害者等の所有する軽自動車等に対する種別割の減免申請手続を簡略化するためのものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第71条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該年度の前年度に前項第1号の規定により減免を受けた場合において、その申請事項に異動がないと市長が認めるときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次に掲げる事項のうち市長が定めるものの申請書への記載及び減免を必要とする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第154号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

美保野小学校を廃止するためのものである。

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

八戸市立学校設置条例（昭和39年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表八戸市立美保野小学校の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中 「八戸市立町畑小学校
八戸市立美保野小学校」 を「八戸市立町畑小学校」に改める。

議案第155号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

史跡根城跡整備基金を設置するためのものである。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(32) 史跡根城跡整備基金 史跡根城跡整備資金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第156号

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例の制定について
地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

買受人の承認基準における成年被後見人の欠格条項を廃止し、その他規定の整備をするためのものである。

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例

地方卸売市場八戸市魚市場条例（昭和47年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第17条第1号中「第14条第1号又は第2号」を「第14条第1号」に、「同条第1号又は第2号」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第157号

八戸市公設小売市場条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市公設小売市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

公設小売市場の使用許可基準における成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を廃止し、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市公設小売市場条例の一部を改正する条例

八戸市公設小売市場条例（昭和42年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「これら」を「これ」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号中「第2号」を「第3号」に、「第5号、第7号又は第8号」を「第6号又は第7号」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条及び第19条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第158号

八戸市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

漁港施設の占有許可に係る期間の上限を延長するためのものである。

八戸市漁港管理条例の一部を改正する条例

八戸市漁港管理条例（平成2年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「3月（工作物の設置を目的とする占有にあっては3年）」を「10年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第159号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育室等を3階以上の階に
設ける建物の耐火性能基準について所要の改正をするためのものである。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第34条第8号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「（同号ロ）を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を3階以上の階に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第160号

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育室等を3階以上の階に設ける建物の耐火性能基準に係る所要の改正その他規定の整備をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項ただし書中「おいて準用する」を「おいて読み替えて準用する」に、「第34条第8号イからクまで」を「第34条第8号」に改める。

第13条第1項の表第34条第8号アの項読み替えられる字句の欄中「又は」を「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「（同号ロ」を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を3階以上の階に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加え、同項読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第161号

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の制定について

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別
紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法施行令の一部改正による中核市への権限移譲に伴い、指定障害児通所支援の事
業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるためのものである。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 申請者に関する基準（第4条）

第3章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条―第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条―第55条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条―第59条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第60条―第66条）

第4章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条―第77条）

第5章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第78条）

第2節 人員に関する基準（第79条・第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条―第84条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第85条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第86条―第89条）

第6章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第90条）

第2節 人員に関する基準（第91条・第92条）

第3節 設備に関する基準（第93条）

第4節 運営に関する基準（第94条―第97条）

第7章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条）

第8章 多機能型事業所に関する特例（第103条—第105条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (2) 指定障害児通所支援事業者等 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。
- (3) 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。
- (4) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (5) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (6) 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。
- (7) 支給量 法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。
- (8) 通所給付決定の有効期間 法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。
- (9) 通所受給者証 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。
- (10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同

条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(11) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

(12) 児童発達支援センター 法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。

(13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年八戸市条例第65号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第124条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第135条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第147条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第158条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第171条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第28条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サー

ビス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 申請者に関する基準

第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

第3章 児童発達支援

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

- イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置

かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を見守員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を見守員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を見守員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施

設の職務に従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。
- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービ

スを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（通所利用者負担額に係る管理）

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障

害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うも

のとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第32条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第34条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運

営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓

練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならぬ。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22

第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し

ておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第36条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第45条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第56条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第64条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第65条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス等基準条例第61条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第65条第1号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス等基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第58条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス等基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第66条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス等基準条例第245条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第245条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅

介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項、第192条第1項又は第245条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第131条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第143条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス等基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス等基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス等基準条例第245条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス等基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス等基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第66条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス等基準条例第244条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項、第192条第1項又は第245条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス等基準条例第88条第2項第1号、第196条第2項第1号又は第249条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第84条、第192条又は第245条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供

が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第62条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第63条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第64条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第65条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介

護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第66条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型サービス等基準条例第245条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第133条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第145条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみ

なされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第133条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第145条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス等基準条例第88条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第133条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第145条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第

84条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第4章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護職員 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（準用）

第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
 - (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
 - (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
 - 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
 - (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合

は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の規定による法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(情報の提供等)

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

第5章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ご

とにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第80条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第82条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第83条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6

号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第88条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第89条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第78条及び第83条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第6章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第90条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第91条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事

した者でなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第92条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第91条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合

は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第96条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第98条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害

児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第99条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第100条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第99条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第101条 第93条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み

替えるものとする。

第8章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第68条、第79条第1項、第2項及び第4項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第5項及び第79条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(設備に関する特例)

第104条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第22条第2項の規定により同法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員を

いう。) それぞれ2以上」とする。

(八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 3 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年八戸市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第4条」を「八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年八戸市条例第 号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第5条」に、「指定通所支援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第67条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に、「指定通所支援基準第71条の7」を「指定通所支援基準条例第90条」に、「指定通所支援基準第72条」を「指定通所支援基準条例第98条」に、「(指定通所支援基準)」を「(指定通所支援基準条例)」に改める。

第95条の2中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第5条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に改める。

第95条の4第1号中「指定通所支援基準第54条の2」を「指定通所支援基準条例第56条」に、「指定通所支援基準第71条の2」を「指定通所支援基準条例第85条」に改める。

第97条第1号、第2号及び第4号、第111条第1号及び第2号、第133条第1号、第2号及び第4号並びに第145条第1号、第2号及び第4号中「指定通所支援基準第54条の12」を「指定通所支援基準条例第66条」に、「指定通所支援基準第71条の6」を「指定通所支援基準条例第89条」に改める。

第208条第1項中「指定通所支援基準第56条」を「指定通所支援基準条例第68条」に改める。

(八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年八戸市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第88条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第4条」を「八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年八戸市条例第 号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第5条」に、「指

定通所支援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第67条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に改める。

第89条第1項中「指定通所支援基準の」を「指定通所支援基準条例の」に、「指定通所支援基準第5条第1項第2号」を「指定通所支援基準条例第6条第1項第2号」に改める。

(八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 5 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第114条の2中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項」を「八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第 号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第5条」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に、「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に改める。

(八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 6 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第61条の20の2中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項」を「八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第 号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第5条」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に、「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に改める。

議案第162号

八戸市興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市興行場法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

健康増進法の一部改正に伴い、興行場の喫煙場所に係る構造設備及び衛生措置の基準を廃止するためのものである。

八戸市興行場法施行条例の一部を改正する条例

八戸市興行場法施行条例（平成28年八戸市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号を削る。

第4条第8号を削る。

第5条第1号中「、第9号若しくは第10号」を「若しくは第9号」に、「、第6号若しくは第8号」を「若しくは第6号」に改め、同条第2号中「若しくは第8号から第10号まで」を「、第8号若しくは第9号」に、「、第6号若しくは第8号」を「若しくは第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第163号

八戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定排水設備工事業者の資格要件における成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項を廃止し、個別審査規定を設けるとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市下水道条例の一部を改正する条例

八戸市下水道条例（昭和53年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第4号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

第5条の8に次の1号を加える。

(5) 第5条の2第1項第4号ア、エ又はオのいずれかに該当するに至ったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第164号

東部終末処理場水処理施設増築機械工事請負契約の締結について
東部終末処理場水処理施設増築機械工事について、別紙のように請負契約を締結する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

東部終末処理場水処理施設増築機械工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市江陽三丁目1番111号
- 2 契約額 991,760,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 契約者 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目8番10号
三機工業株式会社東北支店
執行役員支店長 太 田 伸 祐
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第165号

東部終末処理場水処理施設増築電気工事請負契約の締結について
東部終末処理場水処理施設増築電気工事について、別紙のように請負契約を締結する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

東部終末処理場水処理施設増築電気工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市江陽三丁目1番111号
- 2 契約額 530,763,640円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 契約者 宮城県仙台市青葉区本町一丁目11番1号
栗原工業株式会社東北支社
支社長 福 田 真 樹
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第166号

土地の買入れについて
別紙のとおり土地を買い入れる。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸北インター第2工業団地用地を買い入れるためのものである。

- 1 所 在 八戸市大字河原木字平 2 番 1 の一部
- 2 面 積 147,467.07平方メートル
- 3 買入金額 134,195,033円

議案第167号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、市民活動サポートセンターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市市民活動サポートセンター

2 指定管理者

八戸市大字妙字大開98番地 5

企画集団 W i t h y o u

代表 赤 坂 美千子

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第168号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、青葉湖展望交流施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市青葉湖展望交流施設

2 指定管理者

八戸市南郷大字島守字北ノ畑6番地2

山の楽校運営協議会

会長 状 館 博 史

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第169号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、南郷図書館及び図書情報センターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸市立南郷図書館

(2) 八戸市図書情報センター

2 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 細川博史

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第170号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、斎場の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市斎場

2 指定管理者

八戸市大字長苗代字上中坪35番地1

三八五流通株式会社

代表取締役 泉 山 元

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第171号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、東霊園、西霊園及び南郷中央霊園の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸市東霊園

(2) 八戸市西霊園

(3) 八戸市南郷中央霊園

2 指定管理者

八戸市類家四丁目3番1号

公益社団法人八戸市シルバー人材センター

理事長 前田 洋子

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第172号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八戸駅東口広場駐車場及び八戸駅西口広場駐車場の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸駅東口広場駐車場

(2) 八戸駅西口広場駐車場

2 指定管理者

八戸市城下四丁目12番5号

株式会社清掃テクノサービス

代表取締役 中 嶋 満

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

議案第173号

市道路線の廃止及び認定について
別紙のとおり市道路線の廃止及び認定をする。

令和元年12月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、頃巻沢地区、長苗代地区、大久保地区及び中居林地区における道路整備並びに新産業団地整備・開発推進事業の実施に伴う市道路線の廃止及び認定をするためのものである。

路線の廃止

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
下頃巻沢・鬼ノ目線	八戸市南郷大字頃巻沢字下頃巻沢4地先 市道頃巻沢・島守線分岐	
	八戸市南郷大字頃巻沢字鬼ノ目27地先 市道頃巻沢・是川線	

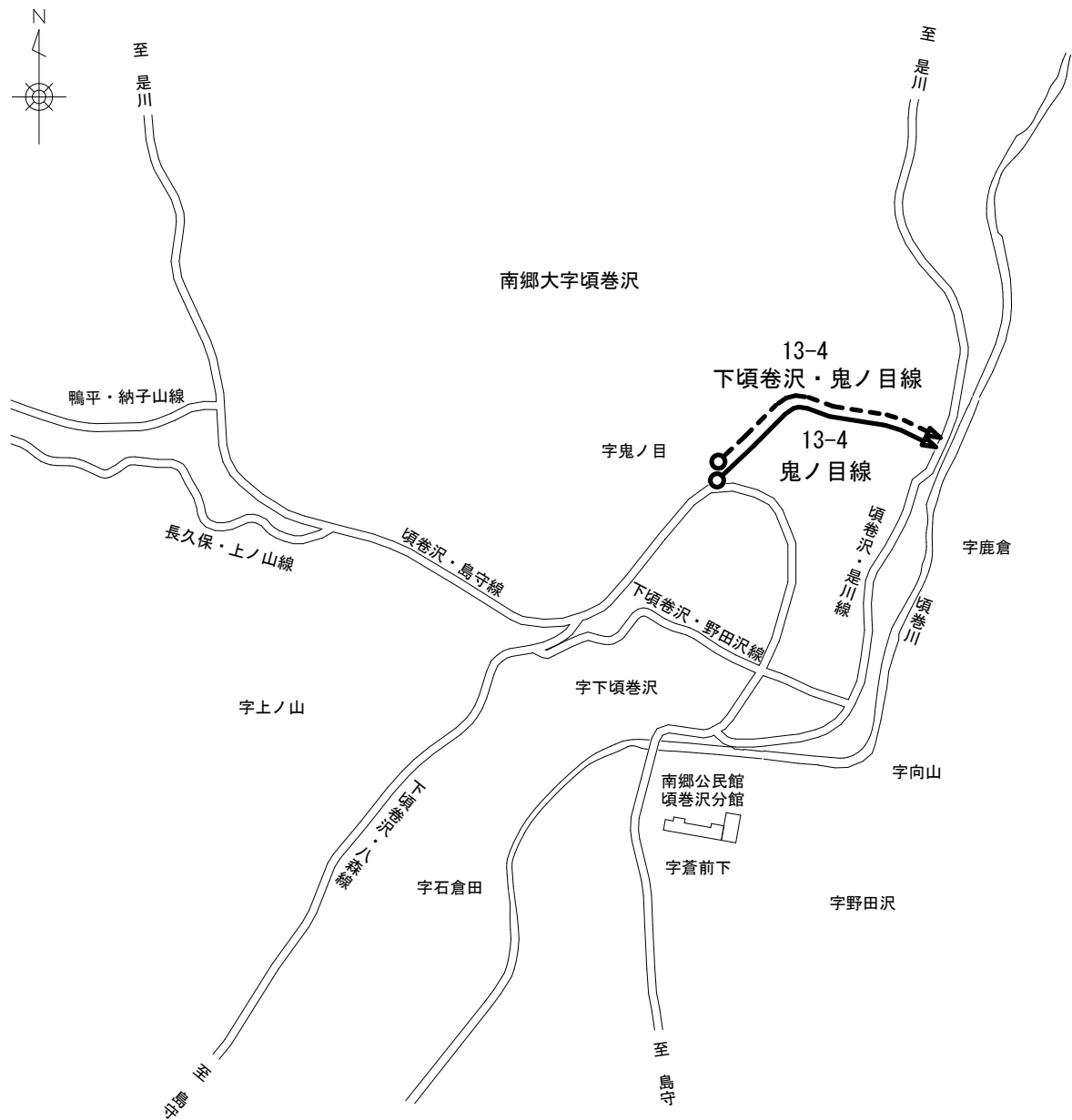
路線の認定

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
鬼ノ目線	八戸市南郷大字頃巻沢字鬼ノ目33番2地先 市道頃巻沢・島守線分岐	
	八戸市南郷大字頃巻沢字鬼ノ目58番1地先 市道頃巻沢・是川線	
長苗代1号線	八戸市長苗代一丁目115番4地先 主要地方道八戸百石線分岐	
	八戸市長苗代一丁目2番1地先 市道悪虫線	
町道6号線	八戸市大字大久保字町道5番9地先 市道下大久保佐部長根線分岐	
	八戸市大字大久保字町道4番18地先 市道下大久保線	
中居林藤ヶ森線	八戸市大字中居林字藤ヶ森12番7地先 市道檀ノ平線分岐	
	八戸市大字中居林字藤ヶ森8番82地先 市道蓋名池1号線	
八戸北インター第2 工業団地1号線	八戸市大字尻内町字杉子沢18番1地先 主要地方道八戸環状線分岐	
	八戸市大字河原木字見立山6番103地先 市道河原木豊崎線	

八戸北インター第2 工業団地2号線	八戸市大字尻内町字杉子沢38番4地先 市道八戸北インター第2工業団地 1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字笹ノ沢82番2地先 市道八戸北インター第2工業団地 5号線	
八戸北インター第2 工業団地3号線	八戸市大字尻内町字杉子沢38番4地先 市道八戸北インター第2工業団地 1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字杉子沢8番1地先 市道八戸北インター第2工業団地 7号線	
八戸北インター第2 工業団地4号線	八戸市大字尻内町字杉子沢25番1地先 市道八戸北インター第2工業団地 1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字杉子沢7番12地先 市道八戸北インター第2工業団地 7号線	
八戸北インター第2 工業団地5号線	八戸市大字尻内町字杉子沢25番1地先 市道八戸北インター第2工業団地 1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字北熊ノ沢32番7地先 市道笹ノ沢轟木線	
八戸北インター第2 工業団地6号線	八戸市大字河原木字平2番1地先 市道八戸北インター第2工業団地 1号線分岐	
	八戸市大字河原木字平2番1地先 市道八戸北インター第2工業団地 1号線	
八戸北インター第2 工業団地7号線	八戸市大字尻内町字杉子沢26地先 市道八戸北インター第2工業団地 4号線分岐	
	八戸市大字尻内町字杉子沢26地先 市道八戸北インター第2工業団地 4号線	
八戸北インター第2 工業団地8号線	八戸市大字尻内町字笹ノ沢42番5地先 市道八戸北インター第2工業団地 5号線分岐	
	八戸市大字尻内町字笹ノ沢42番6地先 市道笹ノ沢杉子沢線	

八戸北インター第2 工業団地9号線	八戸市大字尻内町字笹ノ沢60地先 市道八戸北インター第2工業団地 5号線分岐	
	八戸市大字尻内町字杉子沢46地先 市道南部山健康運動公園通線	
八戸北インター第2 工業団地10号線	八戸市大字河原木字平2番1地先 市道八戸北インター第2工業団地 6号線分岐	
	八戸市大字河原木字平2番1地先 市道八戸北インター第2工業団地 6号線	

議案第173号付図



廃止路線（頃巻沢地区）

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
13-4	下頃巻沢・鬼ノ目線	5.2~6.8	172.2

認定路線（頃巻沢地区）

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
13-4	鬼ノ目線	5.2~8.2	215.3

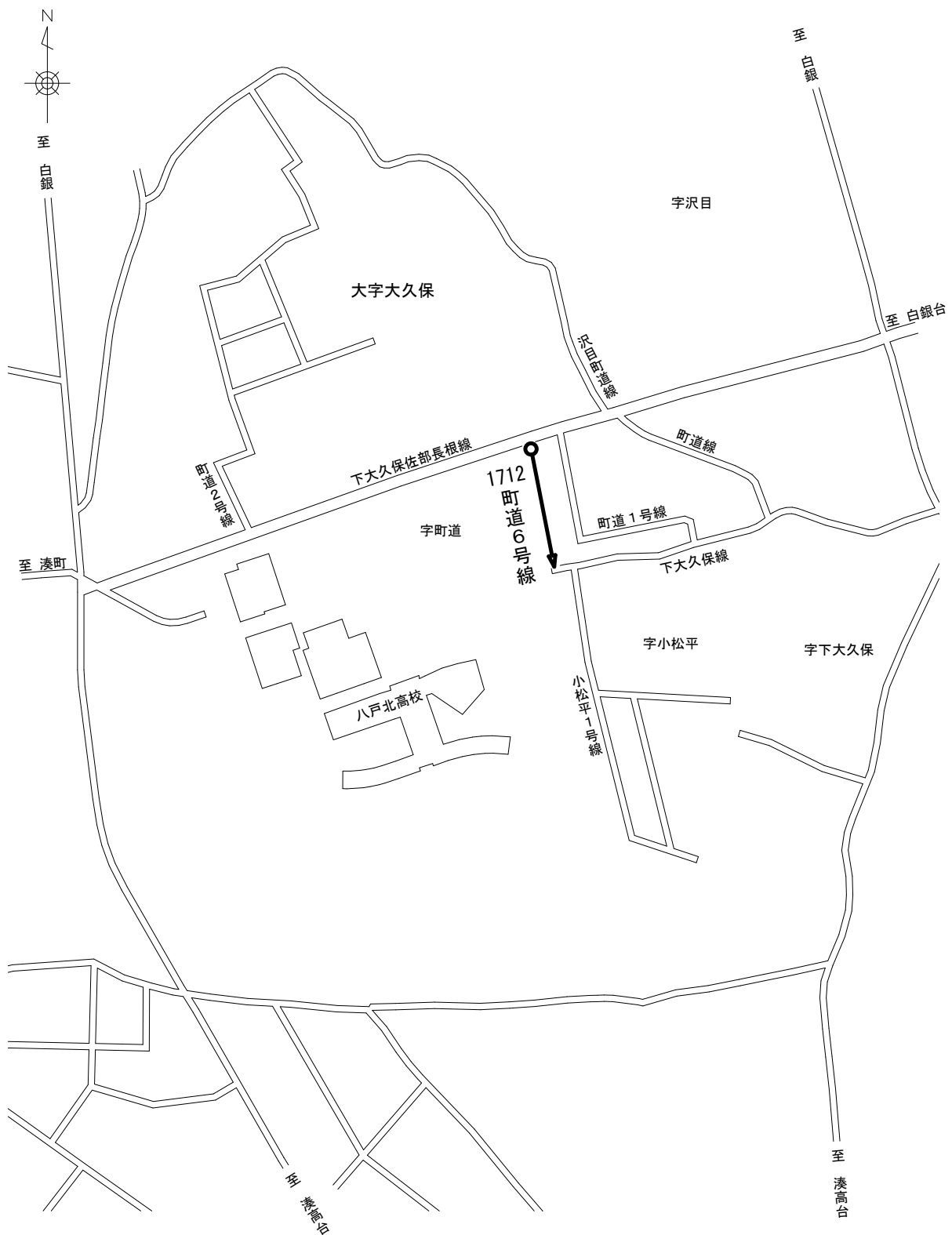
凡 例	
廃止路線	○---▶
認定路線	○—▶
道路	====



認定路線（長苗代地区）

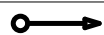
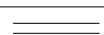
整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1711	長苗代1号線	6.0~6.2	196.4

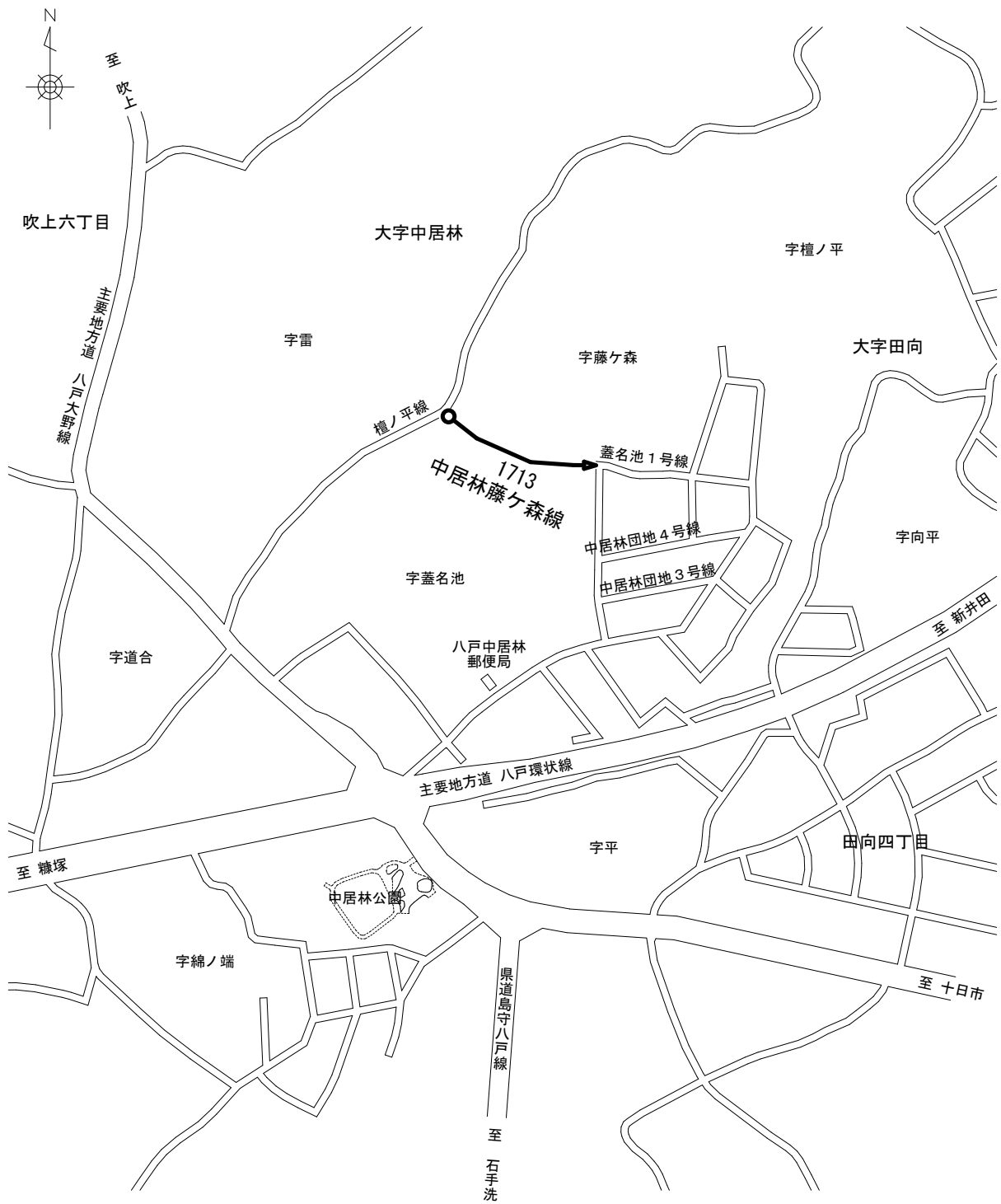
凡 例	
認定路線	
道路	



認定路線（大久保地区）

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
1712	町道6号線	4.3~7.5	79.3

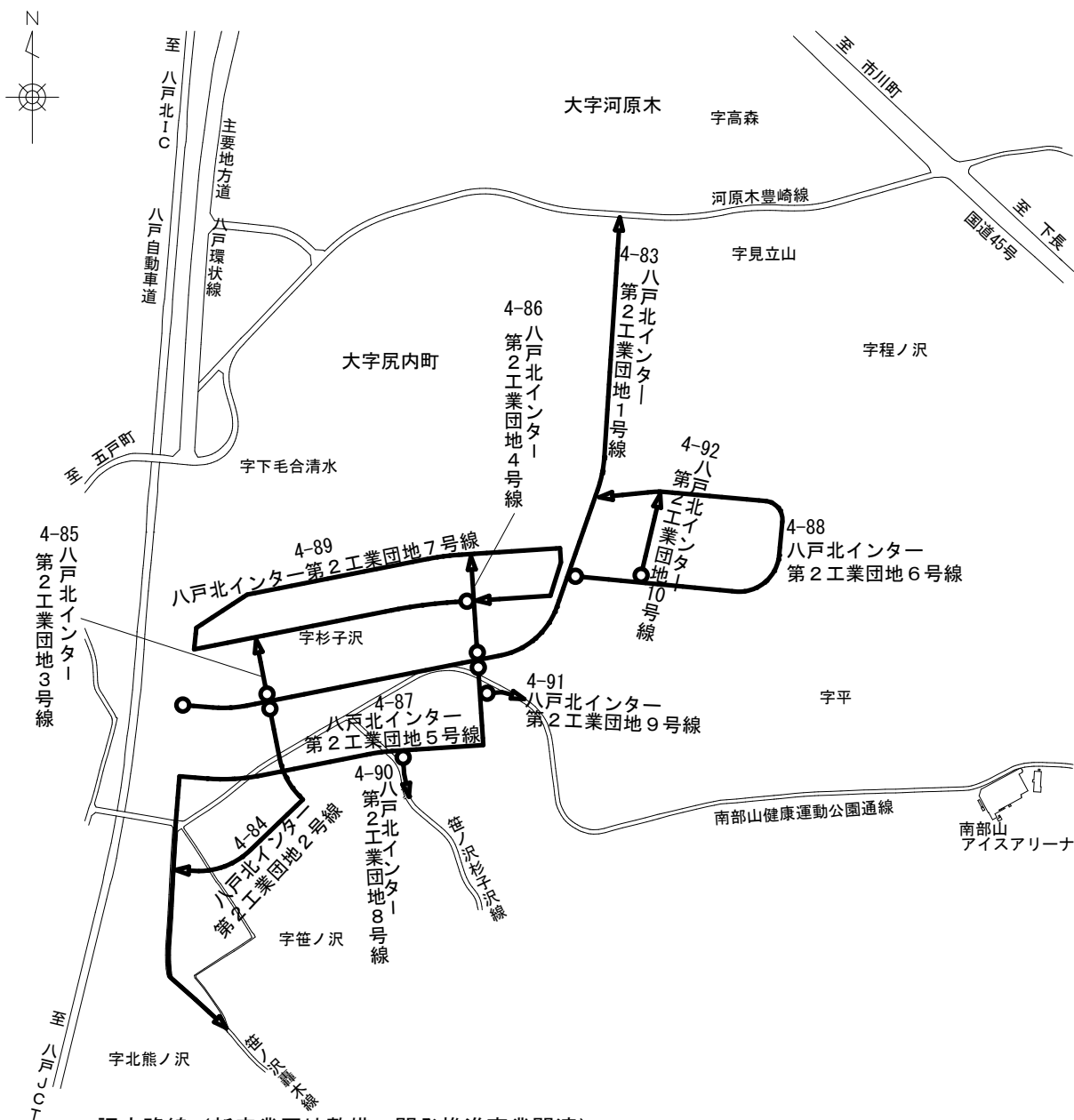
凡 例	
認定路線	
道路	



認定路線（中居林地区）

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1713	中居林藤ヶ森線	3.9~5.1	137.4

凡 例	
認定路線	
道 路	



認定路線（新産業団地整備・開発推進事業関連）

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4-83	八戸北インター第2工業団地1号線	10.0~12.0	1,293.5
4-84	八戸北インター第2工業団地2号線	7.0~9.0	411.8
4-85	八戸北インター第2工業団地3号線	7.0	95.0
4-86	八戸北インター第2工業団地4号線	7.0	160.6
4-87	八戸北インター第2工業団地5号線	4.3~7.7	1,053.5
4-88	八戸北インター第2工業団地6号線	7.0~9.0	738.0
4-89	八戸北インター第2工業団地7号線	7.0	1,297.3
4-90	八戸北インター第2工業団地8号線	7.0	71.8
4-91	八戸北インター第2工業団地9号線	7.0	70.7
4-92	八戸北インター第2工業団地10号線	7.0	142.1

凡 例	
認定路線	
道 路	

